

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 新   | 旧  | 備考          |
|---|--|-------------|
| <p style="text-align: center;">高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 【省略】</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。</p> <p>(2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及び商店街振興等の取組を進めるNPOをいう。</p> <p>(3) 商店街等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街振興組合を有する市町村にあつては、その商店街地域(旧村を除く。)</p> <p>イ 相当数の小売商業が集積している地域</p> <p>ウ 都市機能が相当数集積している地域</p> <p>エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地</p> <p>オ 公共的な施設が集積している地域(市町村支所等がある地域)</p> <p>カ 知事が特に必要があると認める地域</p> <p>(4) 空き店舗 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街等に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設で、現在使用されなくなつてから、3月以上その状態が継続しているもの</p> <p>イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であつて、市町村長の推薦書の添付があるものを除く。</p> <p>ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであつて、1</p> | <p style="text-align: center;">高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 【省略】</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市町村等 市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。</p> <p>(2) 商工団体等 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合及び商店街振興等の取組を進めるNPOをいう。</p> <p>(3) 商店街等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街振興組合を有する市町村にあつては、その商店街地域(旧村を除く。)</p> <p>イ 相当数の小売商業が集積している地域</p> <p>ウ 都市機能が相当数集積している地域</p> <p>エ 市町村の中心としての役割を果たしている市街地</p> <p>オ 公共的な施設が集積している地域(市町村支所等がある地域)</p> <p>カ 知事が特に必要があると認める地域</p> <p>(4) 空き店舗 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街等に立地する店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設で、現在使用されなくなつてから、3月以上その状態が継続しているもの</p> <p>イ 大規模集客施設及び大規模小売店舗等でないもの。ただし、店舗が立地する市町村が、補助対象とする必要があると認める場合であつて、市町村長の推薦書の添付があるものを除く。</p> <p>ウ 建物の構造上明確な区切りがされているものであつて、1</p> | <p>文言追加</p> |

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 新   | 旧  | 備考          |
|---|--|-------------|
| <p>階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。</p> <p>(5) 空き店舗兼住宅 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街等に立地する店舗（店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設）と住宅とが一体となった建物で、店舗部分が現在使用されなくなってから、3月以上その状態が継続しているもの。</p> <p>イ 店舗部分が1階又は2階に位置するもの</p> <p>(6) 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。</p> <p>(7) 昼間営業 12時から13時までを含む、10時から16時までの間の3時間以上営業するものをいう。</p>   | <p>階又は2階に位置する店舗。ただし、イの場合を除く。</p> <p>(5) 空き店舗兼住宅 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街等に立地する店舗（店舗、倉庫、事務所等の営業用の施設）と住宅とが一体となった建物で、店舗部分が現在使用されなくなってから、3月以上その状態が継続しているもの。</p> <p>イ 店舗部分が1階又は2階に位置するもの</p> <p>(6) 出店者 新たに事業を営もうとする個人若しくは法人又は既存事業の拡大等を図る個人若しくは法人をいう。</p> <p>(7) 昼間営業 12時から13時までを含む、10時から16時までの間の3時間以上営業するものをいう。</p>  |             |
| <p>第4条 【省略】</p>   | <p>第4条 【省略】</p>  |             |
| <p>(補助事業者)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 空き店舗出店支援事業 商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの</p> <p>イ 店舗所有者と補助事業者とが、同居の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの</p> <p>ウ 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの</p> <p>エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの</p> | <p>(補助事業者)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 空き店舗出店支援事業 商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの</p> <p>イ 店舗所有者と補助事業者とが、同居の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの</p> <p>ウ 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの</p> <p>エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの</p> | <p>文言修正</p> |

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 新   | 旧  | 備考   |
|---|--|--|
| <p>オ 出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの</p> <p>カ 出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けるもの</p> <p>キ アからカに掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの</p> <p>(2) 商店街等店舗兼住宅活用推進事業 市町村等</p> <p>第6条 【省略】</p> <p>(補助対象業種)</p> <p>第7条 第4条第1号に<u>掲げる</u>事業における補助対象業種は、小売業、飲食業又はサービス業であって、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 昼間営業をするものであること。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。</p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額)</p> <p>第8条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式<u>又は別記第1号様式の2</u>による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> | <p>オ 出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの</p> <p>カ 出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けるもの</p> <p>キ アからカに掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの</p> <p>(2) 商店街等店舗兼住宅活用推進事業 市町村等</p> <p>第6条 【省略】</p> <p>(補助対象業種)</p> <p>第7条 第4条第1号の<u>事業</u>における補助対象業種は、小売業、飲食業又はサービス業であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 昼間営業をするものであること。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。</p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額)</p> <p>第8条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表に定めるとおりとする。</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> | <p></p> <p>文言修正<br/>文言追加</p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p> |

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 新  | 旧  | 備考                               |
|--|--|----------------------------------|
| <p>第 10 条～第 11 条 【省略】</p> <p>(補助金の変更の申請)</p> <p>第 12 条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第 2 号様式又は別記第 2 号様式の 2 による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助金額等の変更(補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに 20 パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの(必要に応じて知事に事前協議をすること。)</p> <p>2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めるときは、当該補助事業者に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。</p> <p>(補助事業の中止又は廃止)</p> <p>第 13 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式又は別記第 3 号様式の 2 による(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> | <p>第 10 条～第 11 条</p> <p>(補助金の変更の申請)</p> <p>第 12 条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第 2 号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助金額等の変更(補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに 20 パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が変更手続を要すると認めたもの(必要に応じて知事に事前協議をすること。)</p> <p>2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めるときは、当該補助事業者に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。</p> <p>(補助事業の中止又は廃止)</p> <p>第 13 条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> | <p>文言追加<br/>文言追加</p> <p>文言追加</p> |

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 新   | 旧  | 備考          |
|---|--|-------------|
| <p>(補助の条件)</p> <p>第14条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業により取得した規則第19条第1項に規定される財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入が生じた場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業の実施に当たっては、第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(7) 第4条第2号の事業においては、事業完了後に当該店舗</p> | <p>(補助の条件)</p> <p>第14条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業により取得した規則第19条第1項に規定される財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入が生じた場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業の実施に当たっては、第10条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(7) 第4条第2号の事業においては、事業完了後に当該店舗</p> | <p>文言追加</p> |

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 新  | 旧   | 備考          |
|--|---|-------------|
| <p>部分を出店者に賃貸する場合、出店者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 小売業、飲食業、又はサービス業であって、昼間営業をするものであること。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。</p> <p>ウ 空き店舗兼住宅の所有者本人の出店でないこと。</p> <p>エ 空き店舗兼住宅の所有者と出店者とが同居の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないこと。</p> <p>(8) 第4条第2号の事業においては、事業完了後に当該店舗部分を2年以内に出店者に貸し出せるように、市町村等と空き店舗兼住宅の所有者が連携して取り組みを進めること。</p> <p>(9) 第4条第2号の事業においては、事業完了後に当該店舗部分を出店者へ賃貸する場合、一定期間（3月以上とし、最長6月とする）賃料を無料とすること。</p> <p>2 知事は、前項第3号の規定により財産の処分を承認しようとするときは、対応した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村等が第6条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、第1項各号及び第2項と同様の条件を付さなければならない。</p> <p>第15条 【省略】</p> | <p>部分を出店者に賃貸する場合、出店者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 小売業、飲食業、又はサービス業であって、昼間営業をするものであること。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。</p> <p>ウ 空き店舗兼住宅の所有者本人の出店でないこと。</p> <p>エ 空き店舗兼住宅の所有者と出店者とが同居の親族、出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないこと。</p> <p>(8) 第4条第2号の事業においては、事業完了後に当該店舗部分を2年以内に出店者に貸し出せるように、市町村等と空き店舗兼住宅の所有者が連携して取り組みを進めること。</p> <p>(9) 第4条第2号の事業においては、事業完了後に当該店舗部分を出店者へ賃貸する場合、一定期間（3月以上とし、最長6月とする）賃料を無料とすること。</p> <p>2 知事は、前項第3号の規定により財産の処分を承認しようとするときは、対応した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村等が第6条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、第1項各号及び第2項と同様の条件を付さなければならない。</p> <p>第15条 【省略】</p> | <p>文言追加</p> |

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 新   | 旧  | 備考                                  |
|---|--|-------------------------------------|
| <p>(補助事業の完了日)</p> <p>第16条 補助事業の完了日は、当該年度の3月31日までとする。<br/>         なお、第4条第1号に掲げる事業においては、補助事業完了前に営業を開始することを妨げるものではない。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第17条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式又は別記第4号様式の2による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。</p> <p>第18条～第19条 【省略】</p> <p>(補助金の交付の決定と取消し等)</p> <p>第20条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。</p> <p>(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。</p> <p>(4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> | <p>(補助事業の完了日)</p> <p>第16条 補助事業の完了日は、当該年度の3月31日までとする。<br/>         なお、第4条第1号の事業においては、補助事業完了前に営業を開始することを妨げるものではない。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第17条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による実績報告書を補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。</p> <p>第18条～第19条 【省略】</p> <p>(補助金の交付の決定と取消し等)</p> <p>第20条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。</p> <p>(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 第10条ただし書各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。</p> <p>(4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> | <p>文言修正</p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p> |

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 新   | 旧  | 備考                                      |
|---|--|---|
| <p>2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第18条第3項の規定を準用する。</p> <p>(事業完了後の経過報告)</p> <p>第21条 第4条第2号に<u>掲げる</u>事業にあつては、補助事業者は、事業実施年度の翌年度から2年間、事業完了後の状況を別記第5号様式の実施状況報告書により、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の提出時期は、<u>次</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 9月30日現在における取組状況について10月31日までに報告</p> <p>(2) 3月31日現在における取組状況について4月30日までに報告</p> <p>第22条～第24条 【省略】</p> <p>附則<br/>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14</p> | <p>2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第18条第3項の規定を準用する。</p> <p>(事業完了後の経過報告)</p> <p>第21条 第4条第2号の<u>事業</u>にあつては、補助事業者は、事業実施年度の翌年度から2年間、事業完了後の状況を別記第5号様式の実施状況報告書により、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の提出時期は次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 9月30日現在における取組状況について10月31日までに報告</p> <p>(2) 3月31日現在における取組状況について4月30日までに報告</p> <p>第22条～第24条 【省略】</p> <p>附則<br/>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14</p> | <p></p> <p>文言修正</p> <p></p> <p>文言修正</p> |



高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

| 新  | 旧   | 備考                               |
|--|---|----------------------------------|
| <p>条、第 15 条 <u>及び</u> 第 20 条 <u>から</u> 第 22 条 <u>まで</u> の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則<br/>この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則<br/>この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則<br/><u>この要綱は、令和 5 年 4 月 12 日から施行する。</u></p> <p>別表（第 8 条関係）【省略】</p> | <p>条、第 15 条、第 20 条、第 21 条 <u>及び</u> 第 22 条 の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則<br/>この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則<br/>この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表（第 8 条関係）【省略】</p> | <p>文言追加<br/>文言修正</p> <p>附則追加</p> |